参議院議員川田龍平提出福島第一原発事故に伴う汚染水対策に関する質問（第一六六号）（同六月二十七日）
参議院議員松沢成文提出電子たばこに関する質問（第一六七号）（同　六月二十七日）
参議院議員藤末健三提出「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の位置付けに関する質問（第一六八号）（同　六月二十七日）
参議院議員藤末健三提出「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書における具体的事例及び集団的自衛権行使の必要性に関する質問（第一六九号）（同　六月二十七日）
参議院議員藤末健三提出安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の非公式会合に関する質問（第一七〇号）（同　六月二十七日）
参議院議員藤末健三提出「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の抽象的な問題提起に関する質問（第一七一号）（同　六月二十七日）
参議院議員藤末健三提出日中戦争前における日本軍の大陸への派遣理由に関する質問（第一七二号）（同　六月二十七日）
参議院議員藤末健三提出安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の位置付けに関する質問（第一七三号）（同　六月二十七日）
参議院議員藤末健三提出専守防衛と集団的自衛権の行使容認との関係に関する質問（第一七四号）（同　六月二十七日）
参議院議員大野元裕提出自衛権と集団安全保障の関係に関する質問（第一七五号）（同　六月二十七日）
参議院議員藤田幸久提出「慰安婦」問題に関する第三回質問（第一七六号）（同　六月二十七日）
参議院議員福島みずほ提出米軍Ｘバンドレーダーの追加配備に関する質問（第一七七号）（同　六月二十七日）
参議院議員福島みずほ提出使用済み核燃料の保管・管理・最終処分場の選定に関する質問（第一七八号）（同　六月二十七日）
参議院議員福島みずほ提出原子力空母に関する質問（第一七九号）（同　六月二十七日）
参議院議員福島みずほ提出新型輸送機オスプレイの訓練参加中止と気象に関する質問（第一八〇号）（同　六月二十七日）
参議院議員大久保勉提出日本版スチュワードシップ・コードに関する質問（第一八一号）（同　六月二十七日）
参議院議員牧山ひろえ提出政府開発援助（ＯＤＡ）の不正対策に関する質問（第一八二号）（同　六月二十七日）
参議院議員牧山ひろえ提出日・米重大犯罪防止対処協定（ＰＣＳＣ協定）に関する質問（第一八三号）（同　六月二十七日）
参議院議員牧山ひろえ提出環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）に関する質問（第一八四号）（同　六月二十七日）
参議院議員牧山ひろえ提出患者申出療養（仮称）に関する質問（第一八五号）（同　六月二十七日）
参議院議員牧山ひろえ提出患者申出療養（仮称）と国民皆保険に関する質問（第一八六号）（同　六月二十七日）
参議院議員牧山ひろえ提出居所不明児童対策に関する質問（第一八七号）（同　六月二十七日）
参議院議員福島みずほ提出集団的自衛権の行使に係る憲法解釈変更に関する質問（第一八八号）（同　六月二十七日）
参議院議員牧山ひろえ提出憲法解釈と内閣法第一条の運用に関する質問（第一八九号）（同　六月二十七日）
参議院議員小西洋之提出内閣法第一条と憲法の解釈変更に関する質問（第一九〇号）（同　六月二十七日）
参議院議員小西洋之提出立憲主義と憲法の解釈変更に関する質問（第一九一号）（同　六月二十七日）
参議院議員小西洋之提出憲法前文と武力の行使に係る憲法解釈に関する質問（第一九二号）（同　六月二十七日）
参議院議員小西洋之提出日米安全保障条約と集団的自衛権行使の解釈変更に関する再質問（第一九三号）（同　六月二十七日）
参議院議員小西洋之提出政府の閣議決定に関する質問（第一九四号）（同　六月二十七日）
参議院議員小西洋之提出内閣法制局の内閣等への法令意見事務に関する質問（第一九五号）（同　六月二十七日）
参議院議員小西洋之提出平和的生存権と武力の行使に関する質問（第一九六号）（同　六月二十七日）
参議院議員小西洋之提出参議院憲法審査会附帯決議と内閣による憲法解釈変更に関する質問（第一九七号）（同　六月二十七日）

報告書受領

六月二十四日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十五年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）の報告を受領した。
また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十五年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

参議院規則の一部改正

六月二十日本院は次のとおり参議院規則の一部を改正した。

参議院規則の一部を改正する規則

参議院規則の一部を次のように改正する。

第八十条の八第二項中「第百八十一条の二」の下に「、第百八十一条の三第二項及び第三項（委員会に係る部分に限る。）」を加え、「及び第二百三十四条」を「、第二百三十四条並びに第二百三十六条第二項」に改める。

第百八十一条の二の次に次の一条を加える。

第百八十一条の三　議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。次項において同じ。）をすることができる。

委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

第一項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第一項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第二百三十六条中「もの」の下に「又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密」を加え、「漏らした」を「漏らした」に改め、同条に次の一項を加える。

秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

附　則

この規則は、国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

参議院情報監視審査会規程

六月二十日本院は次のとおり参議院情報監視審査会規程を制定した。

参議院情報監視審査会規程

（設置の趣旨）

第一条　情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第二条　情報監視審査会は、八人の委員で組織する。

（委員）

第三条　委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2　委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3　前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第四条　委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2　第十七条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第五条　委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。